

2024年2月13日

国立大学法人金沢大学
理事 塩川 達大 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 早津 裕貴

非常勤職員の社会貢献活動に関する要望

非常勤職員の社会貢献活動について下記の通り要望しますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

1. 職員就業規則規則第 62 条で定める特別休暇で、別表 3「4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。」について、非常勤職員にも適用すること。

(趣旨)

能登半島地震で多大な被害が出ており、早期の復旧・復興のためにボランティアが必要とされており、本学教職員の中にもすでに活動されている方がおられると推測します。

本学でも社会貢献活動に係る特別休暇(有給休暇)の定めがありますが、それは正規職員のみで、非常勤職員にはありません。

とりわけ今回の様な地元の大規模災害に対しては、金沢大学に求められる社会的要請は強く、正規職員、非正規職員を問わずその要請に応えたいと考えている教職員も多いはずで、ボランティアは個々人の自発的意思と責任において行われるものですが、有給の特別休暇とすることで、よりボランティアに参加しやすい環境になります。ボランティアに参加する意思を尊重する上でも、また本学の社会貢献活動の一環としても、正規職員か非常勤職員かを問わず、有給の特別休暇とすることが適切であると考えます。

仮に、特別休暇の付与が難しい場合であっても、勤務時間を柔軟に割り振るなどの配慮をお願いいたします。

以上